

病理学的検査について

病理学的検査については、一般病理学的検査、細胞診検査、免疫抗体検査を行なう場合、分子病理学的検査(FISH)を行なう場合、ヒト体細胞遺伝子検査・遺伝的検査を行う場合についてそれぞれに適した精度管理を行なう必要がある。

1. 一般病理学的検査、細胞診検査、免疫抗体検査を行なう場合理学的検査を行なう場合

a) 一般病理学的検査について

- i) 病理組織検査の目的に応じた適切な固定液が用いられているかの確認が適時行われていること。
- ii) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理標本の作成手順および性状の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理標本を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。

b) 細胞診検査について

- i) 細胞診検査の目的に応じた適切な固定液が用いられているかの確認が適時行われていること。
- ii) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理標本の作成手順および性状の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理標本を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。
- iii) 婦人科材料については陰性検体を含めて月一回の病理医の確認を行なうこと。

c) 免疫抗体検査について

- i) 免疫組織病理検査の目的に応じた適切な試薬が用いられているかの確認が適時行われていること。
- ii) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理標本の作成手順および性状の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理標本を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。

2. 分子病理学的検査(FISH)を行なう場合

- a) 細胞分子生物学的検査(FISH)の目的に応じた適切な試薬が適切な濃度で用いられているかの確認が適時行われていること。
- b) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理標本の作成手順および性状の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理標本を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。

3. ヒト体細胞遺伝子検査、遺伝学的検査を行う場合

- a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検体の作成手順および濃度・性状等の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理検体を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。
- b) 前処理、抽出、遺伝子増幅、酵素処理、電気泳動、核酸シーケンス、アレイ解析等の各工程において標準作業手順書に定義された確認物質により、日々、精度のチェックが行われていること。
- c) 遺伝子診断ガイドラインに基づく精度管理を実施すること。

生化学的検査について

生化学検査については一般生化学検査を行う場合、尿・糞便検査等一般検査を行う場合についてそれぞれに適した精度管理を行なう必要がある。

1. 一般生化学検査を行なう場合

- a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検体の作成手順および濃度・光量等の定量的数値が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理検体を用いて日々、機器、自動分析装置の点検及び管理検体を用いての精度のチェックが始業前に行なわれていること。
- b) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理チェックが生化学自動分析装置の仕様に基づき行なわれていること。
- c) 適宜、関連検査項目との相関チェックが行なわれていること。

2. 尿・糞便検査等一般検査を行なう場合

- a) 日々、機器の点検及び管理検体を用いての精度のチェックが行なわれていること。
- b) 既知検体を含む管理検体を用いた日々の精度管理チェックが行なわれていること。

現行規定	改正案文	改正理由	法律の変更に係わるもの
<p>イ 検査方法</p> <p>　　基準値及び判定基準</p> <p>　　ハ 病院又は診療所に緊急報告を行うこととする検査値の範囲</p> <p>　　二 病院又は診療所の外部で検査を行う場合は、所要日数</p> <p>　　木 検査の一部を委託する場合においては、実際に検査を行う者の名前</p> <p>　　木 検体の採取条件、採取容器及び採取量</p> <p>　　ト 検体の提出条件</p> <p>　　チ 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目</p> <p>　　リ 業務の管理体制</p> <p>※1 検査依頼書は、MEDIS若しくはJLA010が望ましい。</p> <p>※2 検査依頼書は、次の事項が確保されるものであれば、電子媒体を利用したものでも差し支えない。</p> <p>(1) 「記載事項の改変又は消失による虚偽入力」、書き換え、一消去及び混同を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 「都道府県知事の請求があるった場合等必要に応じて、容易に見読み可能な状態(機械の出力等)にできること。</p> <p>(3) 「保存期間内において復元可能な状態で保存されていること。</p> <p>七 従事者に対して、適切な研修を実施していること。</p> <p>2. 法第十五条の二の規定による検体検査の業務を病院又は診療所以外の場所で適正に行う能力のある者の基準は、臨床検査技師等に関する法律第十七条第一項第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長の登録を受けた者又は同項の規定により厚生労働大臣の定める施設の開設者であることとする。</p>	<p>イ 検査項目名並 　　ロ 検査項目コード(独自コードの他標準コード※1)</p> <p>ハ 検査方法</p> <p>　　ニ 基準値及び判定基準</p> <p>　　木 病院又は診療所の外部で検査を行う場合には、所要日数</p> <p>　　ト 検査の一部を委託する場合においては、実際に検査を行う者の名前</p> <p>　　木 検体の採取条件、採取容器及び採取量</p> <p>　　リ 検体の提出条件</p> <p>　　ヌ 検査依頼書※2及び検体ラベルの記載項目</p> <p>　　ル 業務の管理体制</p> <p>※1 検査依頼書は、MEDIS若しくはJLA010が望ましい。</p> <p>※2 検査依頼書は、次の事項が確保されるものであれば、電子媒体を利用したものでも差し支えない。</p> <p>(1) 「記載事項の改変又は消失による虚偽入力」、書き換え、一消去及び混同を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 「都道府県知事の請求があるった場合等必要に応じて、容易に見読み可能な状態(機械の出力等)にできること。</p> <p>(3) 「保存期間内において復元可能な状態で保存されていること。</p> <p>七 従事者に対して、適切な研修を実施していること。</p> <p>2. 法第十五条の二の規定による検体検査の業務を病院又は診療所以外の場所で適正に行う能力のある者の基準は、臨床検査技師等に関する法律第十七条第一項第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長の登録を受けた者又は同項の規定により厚生労働大臣の定める施設の開設者であることとする。</p>	<p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p> <p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p> <p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p> <p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p> <p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p> <p>電子化が進んでおり、それに応ずる内容に変更</p>	<p>(平五厚令三・追加・平八厚令一三・平八厚令六二・平一〇厚令五七・平一・二厚令一・二七・平一七厚令一七二・平一八厚令七五・平一九厚令二七・一部改正)</p>

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
[昭和三十三年七月二十一日厚生省令第二十四号] 第三章 衛生検査所 (登録の申請手続)			

第十一条 法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所(以下「衛生検査所」という。)について同項の登録を受けようとする者は、様式第六による申請書をその所在地が保健所の都道府県事務所(その所在市又は特別区の区域にあつては、市長又は区長。以下この章において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 衛生検査所の図面

二 後述業務の管理を職務とする者(以下「管理責任者」という。)の同意書(開設者が自ら管理を行う場合を除く。)及び履歴書

三 医師以外の者が管理者である場合には、衛生検査所の検査業務を指導監督するために選任された医師の同意書及び当該管理者の就任に関する当該医師の承諾書

四 管理責任者(検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)を職務とする者(以下「精度管理責任者」という。)の同意書及び履歴書

五 次条第十二号に掲げる検査室内書

六 次条第十三号に掲げる標準作業書

七 次条第十四号に掲げる作業日誌

八 次条第五号に掲げる合帳

九 次条第十六号に掲げる組織運営規程

十 異種所に附する書類

(衛生検査所の登録基準)

第十二条 法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電気冷凍庫、電気冷凍庫、頭頸鏡、直示天びん及び通心器のほか、別表第一の上欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機器具を有するものほか、別表第一の二の上の上欄に掲げる検査用機器具とされているため、最低必要な機械器具とする

二 別表第二の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の面積を有する検査室を有すること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所については、十平方メートル以上の面積を有する検査室を有すること。

三 検査室は、検査室以外の場所から区別され、十分な照明及び換気がされるものであること。

四 植生生物学的検査をする検査室は、「専用のものであり、かつ、他の検査室とも明確に区別されていること。

現行規定	法律の変更に係わるもの	改正案文	改正希望理由
五　医薬品である放射性同位元素で密封されていないもの（放射性同位元素の収量及び濃度が別表第三に定める数量及び濃度を超えるもの）に限る。以下「検体検査用放射性同位元素」といふ。これを備える衛生検査所は、厚生労働大臣が定めた基準に適合する検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の構造設備を有することと並びにその衛生検査所の管理に關して厚生労働大臣が定める基準に適合するため必要な措置を講じていること。			
六　防じん及び防虫のための設備を有すること。			
七　廃水及び廃棄物の処理に要する設備は器具を備えていであること。			
八　検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。			
九　管理責任者として検査業務に關して相当の経験を有する医師が、又は検査業務に關し相当の経験を有する医師が、又は管理責任者として検査業務に關し相当の経験を有する医師が、又は検査業務に關する臨床検査技術者（検体検査用放射性同位元素を備える臨床検査技術者）が置かれ、かつ、衛生検査所における検査業務の管理に關し必要な知識及び技術を有する臨床検査技術者として厚生労働大臣が別に定める臨床検査技術者に限る。（）が置かれ、かつ、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師が選任されていること。	九　管理者として検査業務に關して相当の経験を有する医師が置かれているか、又は管理責任者として検査業務に關し相当の経験を有する臨床検査技術者（検体検査用放射性同位元素を備える臨床検査技術者）が置かれ、かつ、衛生検査所における検査業務の管理に關し必要な知識及び技術を有する臨床検査技術者として厚生労働大臣が別に定める臨床検査技術者に限る。（）が置かれ、かつ、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師が選任されていること。	九　管理者として検査業務に關して相当の経験を有する医師が置かれているか、又は管理責任者として検査業務に關し相当の経験を有する臨床検査技術者（検体検査用放射性同位元素を備える臨床検査技術者）が置かれ、かつ、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師が選任されていること。	検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあつては、検査業務の権限られたRI分野の管理責任者が、衛生検査所全体に係わる管理業務を遂行する上で、現実的で効率的な管理が望ましい。衛生検査所全体に係わる管理責任者とRI分野専門の管理者は分けるべきである。
十　別表第四の各項の上欄に掲げる区分に応じ、同様の下欄に掲げる人数以上の医師又は臨床検査技術者が置かれていること。ただし、血清分離のみを行いう衛生検査所にあつては、一人以上の医師又は臨床検査技術者が置かれていること。	十　別表第四の各項の上欄に掲げる区分に応じ、同様の下欄に掲げる事項についても検査内訳（イからヌまで）に記載したるものに限る。（）が作成されていること。	十　別表第四の各項の上欄に掲げる区分に応じ、同様の下欄に掲げる事項を記載した検査内訳（イからヌまで）に記載したものに限る。（）が作成されていること。	検査項目名稱 口 検査項目コード（独自コードの他標準コード※） ハ 検査方法
十一　検査方法として、検査業務に關し相当の経験を有する医師又は臨床検査技術者が置かれていること。	十一　検査方法として、検査業務に關し相当の経験を有する医師又は臨床検査技術者が置かれていること。	十一　検査方法として、検査業務に關し相当の経験を有する医師又は臨床検査技術者が置かれていること。	二 基準値及び判定基準 ホ 病院又は診療所の外部で検査を行う場合にあつては、所要日数 田 ホ 病院又は診療所に緊急報告を行うこととする検査値の範囲 ヘ 病院又は診療所の外部で検査を行う場合にあつては、所要日数 ト 検査の一部を委託する場合にあつては、実際に検査を行う者の名前 チ 検体の採取条件、採取容器及び採取量 リ 検体の保存条件 ヌ 検体の提出条件 ル 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目 ヲ ライブを用いた場合における検査依頼の情報入力方法
十二　検査項目ごとに記載した検査内訳（イからチまで）に掲げる事項については検査項目ごとに記載したものに限る。（）が作成されていること。			
十三　検査に要する日数			
四　医療機関に緊急報告を行うこととする検査値の範囲			
五　検査に要する日数			
六　検査の採取条件、採取容器及び採取量			
七　検体の保存条件			
八　検体の提出条件			
九　検査依頼書及び検体ラベルの記載項目			
十　ライブを用いた場合における検査依頼の情報入力方法			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
又、検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等）まで搬送する場合においては、当該衛生検査所等に搬送する時間の欄に要する時間の欄を要する場合は、当該衛生検査所等に搬送する時間の欄に要する時間の欄	ワ 検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等）まで搬送する場合にあっては、当該衛生検査所等に搬送する時間の欄に要する時間の欄		
力 登録分野	ヨ 検査報告書の見本		
タ 個人情報保護に関する方針 ※標準コード：MEDIS若しくはJLAC10が望ましい			
十三、別表第五に定めるところにより、標準作業書を作成されていること。			
十四、別表第五の上欄に掲げる標準作業書に記載された作業日誌の記入要領に従い、次に掲げる作業日誌（事故又は異常への対応に關する記録の欄が設けられているものに限る。）が作成されていること。 ただし、血清分離のみを行なう衛生検査所においては、ハ及びヘに掲げる作業日誌を、血清分離を行わない衛生検査所にあつては、ニに掲げる作業日誌を作成することを要しない。			
イ 検体受領作業日誌 ロ 検体搬送作業日誌 ハ 検体受付及び在所作業日誌 ニ 血清分離作業日誌 ホ 検査機器保守管理作業日誌 ヘ テスト作業日誌			
十五、次に掲げる合帳が作成されていること。 ただし、血清分離のみを行なう衛生検査所においては、口からニまでに掲げる合帳を作成することを要しない。			
イ 検査管理台帳 ロ 試薬管理台帳 ハ 統計学的精度管理台帳 ニ 外部精度管理台帳 ホ 検査結果報告台帳 ヘ 告警処理台帳			
十六、衛生検査所の組織、運営その他必要な事項を定めた組織運営規程を有すること。			
十七、前各号に掲げるもののほか、精度管理に必要な措置が講じられていること。			
十八、衛生検査所の管理者は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の除染を、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五号）第三十条の十四条の二第二項の規定に基づき別に厚生労働省令で指定を受けた者に委託することができる。この場合には、前項第五号の規定中施設にかかる部分は、適用しない。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
(衛生検査所の開設者の義務)			
第十二条の二　衛生検査所の開設者は、管理者の下に精度管理責任者を中心とした精度管理制度を確立する体制を整備することと定められており、検査に係るすべての作業を通じて十分な精度管理が行われるように配慮しなければならない。			
2　衛生検査所の開設者は、その衛生検査所の検査業務について、外部精度管理調査（都道府県その他）の適切と認められる者が行う精度管理に関する調査をう。（都道府県その他）を受けなければならぬ。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所については、この限りでない。			
3　衛生検査所の開設者は、検査業務に従事する者に必要な研修を受けさせなければならない。			
(書類の保存)			
第十二条の三　衛生検査所の管理者は、第十二条第十四号及び第十五号に掲げる書類を二年間保存しなければならない。			
第十三条　都道府県知事は、法第二十条の三第一項の登録を申請者に同様第三項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を記載した登録証明書を交付するものとする。			
(登録の変更)			
第十四条　法第二十条の四第一項に規定する登録の変更を受けるに当する衛生検査所の開設者は、株式第十七による申請書に前条に規定する登録証明書を添え、これをその衛生検査所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。			
2　都道府県知事は、登録の変更をしてときには、前項の規定により提出された登録証明書にその旨を記載し、交付するものとする。			
(休廻止等の届出)			
第十五条　衛生検査所を廃止し、休止し、又は休止した衛生検査所を再開した場合における法第二十条の四第三項の規定による届出は、株式第八による届書を提出することによって行うものとする。			
(変更の届出)			
第十六条　法第二十条の四第三項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。			
一　第十二条第十九号に掲げる管理者の氏名			
二　第十二条第十一号に掲げる精度管理制度者の氏名			
三　第十二条第十六号に掲げる組織運営規程			
2　前項の届出は、株式第九による届書を提出することによつて行うものとする。			
3　管理者の委嘱の場合にあつては、第十二条第ニ号及び第三号に掲げる書類を、精度管理制度者の変更の場合にあつては、同項第四号に掲げる書類を添えなければならない。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
(法第二十条の四第四項)の厚生労働省令で定める場合			
第七十条、法第二十条の四第四項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一、衛生検査所に液体検査用放射性同位元素を備えている場合 二、次条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合 三、衛生検査所に液体検査用放射性同位元素を備えなくなつた場合			
(液体検査用放射性同位元素の届出)			
第十七条の二、衛生検査所に液体検査用放射性同位元素を備えようとするときの法第二十条の四第四項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。			
一、衛生検査所の名稱及び所在地 二、その年に使用を予定する液体検査用放射性同位元素の種類、形状及びペクリ単位をもつて表わした数量 三、ペカリ単位をもつて表わした液体検査用放射性同位元素の理類ごとの最大貯蔵予定期量、一日の最大使用予定期量及び三月間の最大使用予定期量			
四、液体検査用放射性同位元素の施用室、貯蔵施設、運搬容器及び廢棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
2、前条第一号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定を予定する液体検査用放射性同位元素について使用予定期を第二号に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。			
3、前条第二号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定による届出は、あらかじめ、その旨を記載した届書を提出することによつて行うものとする。			
4、前条第三号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定による届出は、十日以内にその旨を記載した届書を、三十日以内にその後の措置を記載した届書を提出することによつて行うものとする。			
(登録証明書の書換え交付の申請)			
第十九条、衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。			
2、前項の申請は、様式第十一による申請書に衛生検査所の登録証明書を添えて、これをその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
(登録証明書の再交付の申請)			
第十九条　衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を喪失したとき又は失つたときは、その再交付を申請することができる。			
2 前項の申請は、様式第一十一による申請書をそのままの衛生検査所の都道府県知事に提出することによって行うものとする。この場合においては、破り、又はよこした衛生検査所の登録証明書を、申請書に添えなければならない。			
3 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を発見したときは受けた後、失つた衛生検査所の登録証明書の再交付を受けた後、失つた衛生検査所の登録証明書を返納しなければならない。			
(登録証明書の返納)			
第二十条　衛生検査所の開設者は、法第二十条の七の規定により衛生検査所の登録の取消処分を受けたとき又はその業務を廃止したときは、直ちにその衛生検査所の所在地の都道府県知事にその衛生検査所の登録証明書を返納しなければならない。			
(期限の特例)			
第二十一条　第二十七条の二第四項及び第五項に規定する届出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。			
第二十二条　法第二十条の五第二項に規定する証明書は、様式第十二による。			

臨床検査技師等に関する法律施行規則(別表第12条関係)改正案

平成21年8月26日改訂版

現行規定	改正案文	改正希望理由 法律の変更に係わるもの
別表第一（第十二条関係） 微生物学的検査	一般培養同定検査を行う場合 一 ふ卵器 二 乾熱滅菌器 三 高圧蒸気滅菌器 四 血液培養装置 薬物感受性試験を行う場合 培養同定・薬剤感受性自動分析装置 病原体核酸検査※ ¹ を行う場合 遺伝子増幅・検出装置	一般培養同定検査を行う場合 一 ふ卵器 二 乾熱滅菌器 三 高圧蒸気滅菌器 四 血液培養装置 薬物感受性試験を行う場合 培養同定・薬剤感受性自動分析装置 病原体核酸検査※ ¹ を行う場合 遺伝子増幅・検出装置
血清学的検査	恒温水槽 水平振盪器	恒温水槽 水平振盪器 特殊血清学的検査を行う場合 自動免疫測定装置
血液学的検査	恒温水槽 水平振盪器	恒温水槽 （一）恒温水槽（削除） （二）ヘマトクリット遠心器（削除） （三）分光光度計又は光電光度計（削除） 自動血球計数器 白血球分類器 細胞性免疫検査を行う場合 フローサイトメーター 染色体検査を行う場合 CO ₂ インキュベーター クリーンベンチ 写真撮影装置若しくは画像解析装置 体細胞遺伝子検査・遺伝学的検査※ ¹ を行う場合 超遠心機 電気泳動装置 遺伝子増幅・検出装置
病理学的検査（病理組織の検査に限る。）		一 肉眼病理的検査、細胞診検査、免疫抗体検査※ ² を行なう場合 一 ミクロトーム 二 バラフィン溶融器 三 バラフィン伸展器 四、染色器具または装置 分子病理学的検査（FISH）※ ² を行なう場合 蛍光顕微鏡

現行規定	改正案文		改正希望理由 法律の変更に係わるもの
	一般生化学検査、尿検査を行う場合	改正案文	
生化学的検査	<p>一 化学天びん</p> <p>二 恒温水槽</p> <p>三 純水製造器</p> <p>四 分光光度計又は光電光度計</p> <p>五 原子吸光光度計又は炎光光度計</p> <p>六 蛋白屈折計</p> <p>七 電気泳動装置</p> <p>八 水素イオン濃度測定器</p>	<p>(一) 化学天びん (削除)</p> <p>(二) 恒温水槽 (削除)</p> <p>(三) 純水製造器 (削除)</p> <p>(四) 分光光度計又は光電光度計 (削除)</p> <p>(五) 原子吸光光度計又は炎光光度計 (削除)</p> <p>(六) 蛋白屈折計 (削除)</p> <p>(七) 電気泳動装置 (削除)</p> <p>(八) 水素イオン濃度測定器 (削除)</p> <p>一 生化学自動分析装置 (追加)</p> <p>特殊生化学・免疫学的検査を行う場合 分光光度計若しくは自動免疫測定装置</p>	<p>化学天秤は、衛生検査所として準備すべき直示天秤で代用可能。</p> <p>恒温水槽は、自動分析装置で代用できるため、これを削除して「自動分析装置」を衛生検査所が有すべき機器とする。</p> <p>市販の純水を購入できるため</p> <p>分光光度計又は光電光度計は、自動分析装置で代用できるため、これらを削除して「自動分析装置」を衛生検査所が有すべき機器とする。</p> <p>蛋白屈折計は「自動分析装置」でも代用可能であるが、尿検査においては使用することもある。</p> <p>電気泳動装置は、蛋白分画のために必要であるが、免疫グローリンの定量検査が日常的に実施されており、蛋白分画の検査依頼は著しく減っている。</p> <p>水素イオン濃度測定器は、現在では殆どの場合、検査に用いられていない。 (1, 2, 4, 5, 7, 8 を削除し、「自動分析装置」を追加)</p> <p>《注》</p> <p>※1 次の検査名称は、JCCLSの定義に基づいて記載しているがCAPでは()内となる。</p> <p>免疫体液検査 (分子生物学的微生物検査) 体細胞遺伝子検査・遺伝学的検査 (分子生物学的検査)</p> <p>※2 次の検査名称は、国内で使われている名称を基に記載しているがCAPでは()内となる。</p> <p>免疫抗体検査 (免疫組織病理検査) 分子病理学的検査 (ISH) (細胞分子生物学的検査) (FISH)</p>

備考

- 一 検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。
- 二 以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあつては、検査用機械器具を併用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
別表第二（第十二条関係）			
一 微生物的検査、血清学的検査、血液学的検査、寄生虫学的検査 及び生物学的検査のうち、一の検査のみを する衛生検査所	二十平方メートル		
二 前号に掲げる検査のうち、二の検査を する衛生検査所	三十平方メートル		
三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査 をする衛生検査所	四十平方メートル		
四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の 検査をする衛生検査所	五十平方メートル		
別表第三（第十二条関係） 路			
別表第四（第十二条関係）			
一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、寄生虫学的検査 及び生物学的検査のうち、一の検査のみを する衛生検査所	一人		
二 前号に掲げる検査のうち、二以上の檢 査をする衛生検査所（次号に該当する衛生 検査所を除く。）	二人		
三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学 的検査、血清学的検査及び生化学的検査の いずれをも含む三以上の検査をする衛生検 査所	三人		
別表第五（第十二条関係）			
作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項		
検体受領標準作業書	一 医療機関等において検体を受領する ときの確認に関する事項 二 受領書の発行に関する事項 三 検体受領作業日誌の記入要領 四 作成及び改定年月日		
検体搬送標準作業書	一 一般的な搬送条件及び注意事項 二 搬送時間又は搬送条件に特に配慮を 要する検査項目及び当該配慮すべき事項 三 保存条件ごとの専用搬送ボックスの 取扱いに関する事項 四 衛生検査所等への搬送の過程におい て一時的に検体を保管するときの注意事 項 五 検体搬送作業日誌の記入要領 六 作成及び改定年月日		

現行規定		改正案文	改正希望理由
検体受付及び仕分標準作業書	<p>一 衛生検査所において検体を受け付け、及び仕分けするときの確認に関する事項</p> <p>二 検体受付及び仕分作業日誌の記入要領</p> <p>三 作成及び改定年月日</p>		法律の変更に係わるもの
血清分離標準作業書	<p>一 血清分離作業前の検査用機械器具の点検方法</p> <p>二 血清分離室の温度条件</p> <p>三 選心器の回転数並びに遠心分離を行う時間及び温度条件</p> <p>四 選心分離に関して特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項</p> <p>五 血清分離作業日誌の記入要領</p> <p>六 作成及び改定年月日</p>		
検査機器保守管理標準作業書	<p>一 常時行うべき保守点検の方法</p> <p>二 定期的な保守点検に関する計画</p> <p>三 測定中に故障が起つた場合の対応（検体の取扱いを含む。）に関する事項</p> <p>四 検査機器保守管理作業日誌の記入要領</p> <p>五 作成及び改定年月日</p>		
測定標準作業書	<p>一 検査室の温度及び湿度条件</p> <p>二 検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項</p> <p>三 測定の実施方法</p> <p>四 管理試料及び標準物質の取扱い方法</p> <p>五 検査用機械器具の操作方法</p> <p>六 測定に当たつての注意事項</p> <p>七 基準値及び判定基準（形態学的検査及び画像診断による検査の正常像及び判定基準を含む。）</p> <p>八 異常値を示した検体の取扱い方法（再検査の実施基準を含む。）</p> <p>九 精度管理の方法及び評価基準</p> <p>十 測定作業日誌の記入要領</p> <p>十一 作成及び改定年月日</p>		

備考

- 一 血清分離のみを行う衛生検査所においては、検体受付及び仕分標準作業書及び測定標準作業書を作成することを要しない。
- 二 血清分離を行わない衛生検査所においては、血清分離標準作業書を作成することを要しない。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
[昭和二十三年十一月五日付厚生省令第五十号]			
第一章 総論			
第一節 目的			
本衛生検査所指導要領は、豊頃に足る精度の検査結果を医療機関等に保証するため、衛生検査所が行う精度管理のための自主的な努力をもつて、都道府県知事が衛生検査所の指導を振興する目的をもつて、都道府県知事が衛生検査所の要領として定める。			
第二節 用語の意義			
1 衛生検査所とは、人体から排出され、又は採取された検体について、微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査などを業とすることを業とする場所といふものであつて、水、空気、食品等人体と直接かかわりのない検体についてのみ検査を行うことを業とする場所は、衛生検査所には該当しないこと。	1 衛生検査所とは、人体から排出され又は採取された検体について、微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査などを業とすることを業とする場所をいふものであつて、水、空気、食品等人体と直接かかわりのない検体についてのみ検査を行うことを業とする場所は、衛生検査所には該当しないこと。	検査技術の進歩等により、現実の検査実態と合わなくなってきたため	
2 衛生検査所の營業所、出張所、検体の輸送中継所等と称する場所であつても、血清分離を行う場合は、衛生検査所として登録の対象となるものであること。	2 衛生検査所の營業所、出張所、検体の輸送中継所等と称する場所であつても、血清分離を行う場合は、衛生検査所として登録の対象となるものであること。		
3 学校長の委嘱を受けて、学校において検査等の検査を行なう場合は、衛生検査所の開設に該当しないものであること。	3 学校長の委嘱を受けて、学校において検査等の検査を行なう場合は、衛生検査所の開設に該当しないものであること。		
4 強制第二条の二第二項に規定する検査に係るすべての作業とは、検体の受領、搬送、受け付、仕分け、測定、検査結果の報告等、衛生検査所の検査業務に係る全ての作業工程をいう。	4 強制第二条の二第二項に規定する検査に係るすべての作業とは、検体の受領、搬送、受け付、仕分け、測定、検査結果の報告等、衛生検査所の検査業務に係る全ての作業工程をいう。		

《注》※1 次の検査名称は、JCCLSの定義に基づいて記載しているがCAPでは（ ）内となる。

病原体核酸検査（分子生物学的微生物検査）
細胞遺伝子検査・遺伝学的検査（分子生物学的検査）

※2 次の検査名称は、国内で使われている名称を基に記載しているがCAPでは（ ）内となる。
免疫抗体検査（免疫組織病理検査）（FISH）
分子病理学的検査（分子生物学的検査）（FISH）

現行規定		改正案文	改正希望理由
第三節 指導監督体制に関する事項	第一項 精度管理専門委員について		
1 都道府県知事は、精度管理専門委員を委嘱する場合には、精度管理に關して相当の学識経験を有する者を二人にあてること。 2 精度管理専門委員は次の業務を行ふこと。	(1) 精度管理に關して都道府県知事へ助言を写えること。 (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。 (3) 都道府県知事が行う立ち入り検査に同行し、精度管理面の指導監督者を行うこと。この際既知検体、既知標本を持ち込み、検査担当者に検査を実際に行わせ、必要な指導を行うことが望ましいこと。		
4 都道府県知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。 5 その他の都道府県知事が特に定めた事項。			
第二項 協力機関について	1 精度管理に係る指導監督を行うにあたつては、大学、都道府県衛生研究所等の技術的援助及び指導助言を得て行うことが望ましいこと。 2 精度管理専門委員の委嘱及び精度管理に係る指導監督を行ふにあたつては、都道府県医師会等の行う精度管理事業との整合性に留意すること。		
第三項 各都道府県知事の連携について	都道府県知事は、他の都道府県知事と精度管理に關する指導方針等について情報交換を行うとともに、必要に応じて連携を行ふにあたつては、都道府県監督所にあたることが望ましいこと。		
第二章 登録及び指導監督業務	第一節 実地調査及び立入検査に関する事項	1 都道府県知事は、衛生検査所の登録の申請、検査業務の内容に係る登録の変更及び再開の届出があったときは、單に書面による審査にどまることなく、必ず、美地に調査して事実の有無を確認したうえで登録等の手続を行ふこと。 なお、委員の届出があつたときはも必要に応じて实地に調査して事実の有無を確認したうえで手続きを行うことが望ましいこと。	2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則以下「規則」という。第二条に規定する衛生検査所の登録要件は、単に登録の要件を示すのみではなく、登録に關する維持要件をも示すものであるから、臨時、衛生検査所の構造設備等が基準以上に維持されるよう立入検査等を行い、積極的に指導されたいこと。
3 立入検査等によって精度管理の実施状況を調査するにあたつては、単に問題点の指摘にどまらず、衛生検査所が自ら積極的に精良管理を実行していくよう、自発性を高める指導をされたいこと。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
4 都道府県知事の職員(精度管理専門委員会を除く)は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を持持しなければならないこと。			
第二節 登録申請等の受付に関する事項			
第一項 登録の申請について			
1 摂取第一一一条第一項の申請書の様式第六に掲げる「検査業務の内容」は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に掲げる検査の区分に従つて記載せること。また、血清分離のみを行う衛生検査所にあっては、その旨が記載されていること。			
2 規則第二二条第二項の申請書の添付添附欄中、「同項第一〇号に掲げる「營業所に関する書類」とは、登録を受けようとする衛生検査所と同一経営主体の衛生検査所、営業所、出張所、検体搬送中継所等に關して、名称及び所在地を明らかにした書類をいうこと。なお、検査業者に明記されておれば、これに替えることができるものであること。			
第二項 登録の変更等について			
1 法第二〇条の四第三項により、開設者は、衛生検査所の名称、構造設備等を変更したときは、三〇日以内に届け出ることとされているが、検査用機械器具その他の機器設置の変更に関する届出期間の起算日は、検査用機械器具等があること。従つて、検査用機械器具等が単に当該衛生検査所に搬入整備されたときではなくて、その試用整備期間を経過した後から起算されるものであること。			
2 衛生検査所が三ヶ月を超えてその業務を行わない場合は、休止ではなく、廃止として取り扱うものであること。			
3 衛生検査所が移転した場合、取りこわし新設した場合、衛生検査所の開設者に変更がある場合(個人から法人に変わつた場合等を含む。)等は、登録の変更としてではなく、廃止、新設として取り扱うこと。			
第三節 立入検査時の確認事項(特に、注意を払うべきもの)			
第一項 登録基準について			
登録基準が維持されているかの確認を行うこと。その際、予めチェックリストが作成されていること。			
第二項 精度管理の実施について			
精度管理の実施に關しては、特に次の内容について確認すること。			
1 職員に關すること			
(1) 精度管理責任者の勤務状況及び業務遂行状況を確認すること。 （常勤の場合は、最低週一日・血清分離のみを行う衛生検査所においては月一日）は勤務しているかどうかを確認すること。			
(2) 各作業工程における精度管理についての担当者の業務遂行状況を確認すること。			
(3) 職員の研修が十分に行われているかを確認すること。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係るもの
2 内部精度管理に関すること			
(1) 各測定業務にかかる統計学的精度管理台帳が保存され、常に活用できること。			
(2) 各種の作業日誌については、一機器及び測定期の算算検生時の対応、異常データへの対応の項(その検体の再検査がなされたか)に特に注意すること。			
(3) 転管データ等が提出した場合、作業工程を変更するなどの対応が必要であり、その場合、標準作業書の当該項目が改訂されなければならないので、その確認を行うこと。			
3 外部精度管理に関すること			
(1) 新潟府県、社団法人日本医師会等が行う外部精度管理調査に年一回以上参加していることを確認すること。			
(2) 精度管理専門委員が同様に通常の検査を行いう場合は、既知検査又は既知標本を持参して立入検査を行う場合は、既知検査の信頼度を調査すること。			
特に、病理学的検査における細胞診や寄生虫学的検査を実じする衛生検査所に対しては、既知標本を複数準備して、検査担当者の検査技能を確認し、指導することが望ましいこと。			
(3) 精度管理専門委員が同行する立入検査は、「外部精度管理調査への参加の状況及び検査結果を参考して重点的にを行うことが望ましいこと。			
4 その他			
(1) 「苦情処理に関する記録を調査し、適切に対応しているかを確認すること。			
なお、「苦情処理にあたっては、衛生検査所が医療機関、衛生検査所、学校等(以下「差託元」という。)に出向いて、原因等について説明をすることが望ましいものであること。			
(2) 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあっては、「臨床検査技師、衛生検査技師等にに関する法律施行規則第一二条第五項に基づく検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあっては、「第五条の規定」(以下「告示一六号」という。)に照合し、基準に適合しているかの確認を厳しく行うこと。			
第三章 登録及び指導監督基準			
第一節 管理組織の基準に関する事項			
第一項 管理者について			
1 規則第一二条第九項に規定する相当の経験とは、原則として三年以上の検査業務についての実務経験をいうものであること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所の管理者についてはこの限りではないこと。			
2 管理者は、当該衛生検査所に常勤の者であつて、他の医療機関、衛生検査所等に就業しているものではないこと。			

現行規定	改正案文	改正希望理由 法律の変更に係わるもの
<p>3 管理者は、当該衛生検査所の検査業務全般の管理を行ふこと。 4 管理者は、精度管理責任者がもたらす検査業務の実施状況等について報告を受けるとともに、閲覧者に対して、隨時、精度管理の充実を図るために必要な措置等について助言を行うものであること。</p>		
<p>第二項 衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師について</p> <p>1 規則第二条第一号において、「臨床検査技師又は衛生検査技師が管理者である場合には、衛生検査所の検査業務を指導監督すること」が規定されている。(以下「指導監督医」という。)が選任されることは、必ずしも限らず、これは、単に臨床検査技師等に対する指導監督のみに限らず、当該衛生検査所の検査業務のすべてに関する指導監督するため医師が選任されていることを意味するのであること。 2 指導監督医は検査業務に關し三年以上の知識及び経験を有する者であること。</p> <p>第三項 精度管理責任者について</p> <p>1 規則第二条第一号に規定する検査業務に関する相当の経験とは、検査業務(当該衛生検査所の全ての検査業務を含むこと)が含まれること。(六年以上の実務経験)次回の精度管理についての実務経験を含むこと。(.)をいうものであること。</p> <p>2 精度管理に関する相当の知識及び経験とは、検査業務の全部門における精度管理に精通していること、及び精度管理の全般的な知識があること。 3 精度管理における精度管理に精通していること、及び精度管理についての三年以上の実務経験をいうものであること。</p> <p>3 管理者は、検査業務について学金誌に論文を發表した実績があることが望ましいこと。</p> <p>2 精度管理責任者は、当該衛生検査所に常勤の者であつて、他の医療機関、衛生検査所等に就業しているものではないこと。</p> <p>3 精度管理責任者の登録数が三以下の衛生検査所及び血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、精度管理責任者を非常勤の者とすることができ、その場合には少なくとも週に一日、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては少なくとも月に一日、当該衛生検査所に赴き精度管理の業務に携わること。</p> <p>3 精度管理責任者は、「規則第二条第一号に規定するところより、専ら精度管理を行う者であつて、当該衛生検査所の検査業務の各作業工程に從事するものでない」として、当該衛生検査所の検査業務の各作業工程に從事することができるものとすること。</p> <p>4 精度管理責任者は以下の業務に携わるものであること。 (1) 精度管理の実施状況を把握するとともに、「精度管理の充実を図るために必要な措置等について管理者に報告を行うこと。 (2) 精度管理の評価と検査業務に対する改善の指示</p>		

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
(3) 各作業日誌、各合帳及び精度管理に関する書類及び管理用等を点検、評価し、その内容を記録するとともにその記録の写しを管理者へ提出すること。			
(4) 各検査項目ごとに検査担当者の技能評価が行われているかをチェックすること。			
(5) 各検査の作業工程ごとに精度管理についての担当者が指定され、組織上明示されることは統括、指導等を通じて、精度管理が日々、組織的かつ効果的に行われていることを確保すること。			
(6) その他精度管理の向上に資する事項			
第四項 管理者、指導監督及び精度管理責任者の兼任について	管理者、指導監督及び精度管理責任者の兼任について 1 管理者は精度管理責任者を兼ねることができないこと。 2 指導監督は精度管理責任者を兼ねることができるのこと。		
第五項 職員の研修について	1 研修の対象者は、検体の受領、搬送等に従事する者も含まれていること。 2 職員研修においては、検査業務の向上にとどまらず、広く一般教養の涵養に関する事項も含まれていること。 3 新規採用の職員については、十分に研修を行つたあとで検査業務を行わせること。		
第六項 構造設備の基準に関する事項	一 衛生検査所における内部研修に留まることなく、都道府県、保健所設置市、特別区、学術団体等が行う研修会、報告会、学会など外部の教育研修の機会も活用するよう努められていること。 二 職員ごとに研修に関する記録が保管されていること。	省令改正によるため	
第二節 構造設備の基準に関する事項			
第一項 検査用機械器具について	規則第一ニ条第一号に定める別表第一の備考の一に規定する代替する機能を有する他の検査器具とは、例えば、同表下欄に掲げるヘマトクリット遠心分離器をヘマトクリットの測定機能とする場合や、分光光度計、原子吸光光度計又は蛋白屈折計を自動分析装置で代替する場合や、炎光光度計が該当するものであり、その他検査用機械器具の機能に応じて認めて認めても差し支えないものであること。	削除	
第二項 検査室について	1 検査室の面積は、検査室の内壁により測定されたものによるところにも、ないものであること。なお、検査室が二以上の部屋又は部分の面積を含まないものであっても、それらの面積の合計が、規則別表第一に定める基準に適合するものであれば、認めて差し支えないものであること。		

